

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	観光プロモーション課
契約締結年月日	平成 29 年 4 月 1 日
契約者名	公益財団法人 やまなし観光推進機構
契約名	富士の国やまなし館運營業務委託契約
契約金額 (税込み)	17, 420, 414 円
随意契約理由	<p>「富士の国やまなし館」は、東京圏における本県の観光・物産情報の発信拠点として平成 16 年度に県が設置した施設であり、観光や田舎暮らしの情報提供、優れた県産品の展示・販売などを通じて、本県の魅力を首都圏にアピールしてきた。</p> <p>物産販売機能の更なる強化を図り、円滑に業務を執行するためには、県内商工団体等と連携し、地元企業者の意向を反映させ、円滑に商品を納入できる体制を構築することが不可欠である。また、来館者やマスコミ等に対して観光情報を発信し、本県への観光客誘致を促進するためには、市町村や観光関係業界団体等と一体となって PR 活動等に取り組むことが重要である。</p> <p>公益社団法人やまなし観光推進機構は、県内の物産関係業界団体、企業等を会員としているため、県内全域の物産品に関する情報が集まり、自らもオンラインショップを運営するなど、物産・販売に関する専門的知識を有している。さらに、県内の観光 PR 用パンフレットを多数作成するとともに着地型旅行を自ら造成するなど、会員である市町村や観光関係業界団体からの観光情報が集積する組織としては、県内では唯一であるため、このノウハウを富士の国やまなし館の観光案内に反映させることが、来館者のおもてなしへと繋がる。</p> <p>以上を考慮すると、業務委託先は公益社団法人やまなし観光推進機構しか存在せず、他に効率的、効果的に事業執行が可能な業務委託先の適任者は無い</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

